

医療費などの給付（医療機関等での窓口支払いが少なくなります）

◆ 対象疾患

- | | | |
|--|--|--|
| 1 ベーチェット病 | 21 アミロイドーシス | 41 亜急性硬化性全脳炎 |
| 2 多発性硬化症 | 22 後縦靭帯骨化症 | 42 バット・キアリ症候群 |
| 3 重症筋無力症 | 23 ハンチントン病 | 43 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 |
| 4 全身性エリテマトーデス | 24 モヤマヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） | 44 ライソゾーム病（ファブリー病含む） |
| 5 スモン | 25 ウェグナー肉芽腫症 | 45 副腎白質ジストロフィー |
| 6 再生不良性貧血 | 26 特発性拡張型（うっ血型）心筋症 | 46 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） |
| 7 サルコイドーシス | 27 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、
オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ド
レーガー症候群） | 47 脊髄性筋萎縮症 |
| 8 筋萎縮性側索硬化症 | 28 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） | 48 球脊髄性筋萎縮症 |
| 9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 29 膿疱性乾癬 | 49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| 10 特発性血小板減少性紫斑病 | 30 広範脊柱管狭窄症 | 50 肥大型心筋症 |
| 11 結節性動脈周囲炎 | 31 原発性胆汁性肝硬変 | 51 拘束型心筋症 |
| 12 潰瘍性大腸炎 | 32 重症急性膵炎 | 52 ミトコンドリア病 |
| 13 大動脈炎症候群 | 33 特発性大腿骨頭壊死症 | 53 リンパ脈管筋腫症（LAM） |
| 14 ビュルガー病（バージャー病） | 34 混合性結合組織病 | 54 重症多形滲出性紅斑（急性期） |
| 15 天疱瘡 | 35 原発性免疫不全症候群 | 55 黄色靭帯骨化症 |
| 16 脊髄小脳変性症 | 36 特発性間質性肺炎 | 56 間脳下垂体機能障害
（プロラクチン分泌異常症、ゴナドト
ロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、
下垂体性TSH分泌異常症、クッシング
病、先端巨大症、下垂体機能低下症） |
| 17 クローン病 | 37 網膜色素変性症 | 57 溶血性貧血 |
| 18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 | 38 プリオン病 | 58 汎発性血管内血液凝固 |
| 19 悪性関節リウマチ | 39 肺動脈性肺高血圧症 | |
| 20 パーキンソン病関連疾患
（進行性核上性麻痺、大脳皮質基
底核変性症及びパーキンソン病） | 40 神経線維腫症 | |

◆ 給付の内容

1 給付の対象

特定疾患の保険診療による治療のうち、入院・外来の医療費、入院の食事療養費、保険調剤、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリ、介護予防訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、指定介護療養施設サービス

2 給付の内容

(1) 医療機関での窓口支払いは、生計中心者の所得に応じ、右ページ上の表の金額までとなります。

(2) 次の方は、窓口支払いがありません。

ア 生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税

イ 「スモン」、「プリオン病」、「難治性の肝炎のうち劇症肝炎」、「重症急性膵炎」「重症多形滲出性紅斑」の患者

ウ 「重症患者認定」を受けた方

(3) 「訪問看護」、「院外処方による薬局での保険調剤」は、窓口支払いがありません。

給付を受けるには申請手続きが必要です。

別紙「特定疾患医療費給付制度 申請のご案内」に記載の必要書類をご用意の上
長野市保健所健康課で申請手続きをしてください。

生計中心者の所得に応じた「患者一部自己負担の月額限度額」（一ヶ月間、一医療機関ごと） (円)

階 層 区 分		生計中心者が患者と別の場合		生計中心者が患者本人の場合	
		入院	外来等	入院	外来等
A	生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税	0	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税	4,500	2,250	2,250	1,120
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下	6,900	3,450	3,450	1,720
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下	8,500	4,250	4,250	2,120
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下	11,000	5,500	5,500	2,750
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下	18,700	9,350	9,350	4,670
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上	23,100	11,550	11,550	5,770

（備考） 同一の生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、2人目以降の患者は、上記該当額の10分の1となります。

※ 申請書類は長野県が審査し、認定の可否をお知らせするまで4ヶ月ほどかかります。その間、医療機関等へは通常に医療費等をお支払いください。

※ 認定された方には「受給者証」をお送りしますので、医療機関にかかるときは、「受給者証」と「保険証」を（又福祉医療をお持ちの方はそれも）窓口にご提示ください。

薬局では、「処方せん」を提出するときに「受給者証」を窓口にご提示してください。

※ 給付の開始日は保健所が申請書類を受理した日となりますので、受理日以降にかかった医療費等が対象となります。

※ 受給者証が交付されるまでに支払った医療費等のうち、給付の対象となる額については、受給者証に同封する請求書を保健所へ提出いただくことで長野県からお返しします。

◆ 重症患者認定を受けようとする方

難病のために日常生活に著しい支障のある方は、重症患者認定を受けると患者一部自己負担額（窓口での支払い）がなくなります。認定を受けるには、医療受給者証交付申請のほか、次の書類の提出が必要です。

- ① 重症患者認定申請書
- ② 診断書（専用の用紙）

◆ 更新の手続

受給者証の有効期限は原則、毎年9月末日です。引き続き医療給付が必要な方はその都度、更新手続きが必要となりますので、保健所からお送りするご案内をご覧ください。

◆ 認定を受けた後、手続きが必要な場合（15日以内）

次の場合は保健所の窓口で手続きをお願いします。

- ① 受診する医療機関を変更、追加する（受給者証・印鑑が必要）
- ② 住所、氏名、保険証が変わった（受給者証・印鑑・住民票や保険証など変更の確認ができるものが必要）
- ③ 紛失など再交付が必要（受給者証・印鑑が必要）
- ④ 治癒または死亡された（受給者証・印鑑が必要）

医療相談や研修交流会など

病気や生活・悩みなどの相談ができます。

◇ 面接・電話相談

随時相談に応じていますので、電話でお問い合わせください。
長野市保健所健康課、または各保健センター（表紙）へご連絡ください。

◇ 難病医療相談（予約制）

病気や医療について、日頃不安に思っていることなど、専門医師、保健師、栄養士が相談に応じます。電話でお申し込みください。

場 所 長野市保健所

詳しくは「広報ながの」「長野市ホームページ」でお知らせします。

◇ 訪問指導

ご希望に応じて保健師及び栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等が訪問し、相談に応じます。必要により医療機関や介護保険関係機関などと連携をとっていきます。

長野市保健所健康課、または各保健センター（表紙）へお問い合わせください。

◇ 研修・交流会

同種の疾患の患者さんやご家族が集まって療養の情報交換や交流の場です。

長野市保健所 TEL 226-9960

- ・パーキンソン病 ・筋萎縮性側索硬化症 ・脊髄小脳変性症 ・強皮症 ・皮膚筋炎 ・多発性筋炎
- ・全身性エリテマトーデス ・混合性結合組織病 ・後縦靭帯骨化症 ・網膜色素変性症
- ・潰瘍性大腸炎 ・クローン病

県長野保健福祉事務所 TEL 225-9045

- ・家族性アミロイドーシス

◇ 居宅生活支援事業

介護保険制度および身体障害者福祉施策などの給付の対象者とならない難病患者の方には、以下の支援事業があります。

- ① ホームヘルプサービス
- ② ショートステイ
- ③ 日常生活用具の給付

受付日

難病患者さんへの

支援サービス

長野市保健所 健康課

難病精神保健係

平成24年4月作成

〒380-0928

長野市若里6丁目6-1

TEL 226-9960

FAX 226-9982